



2022年5月17日

各 位

会 社 名 ネットイヤーグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 佐々木 裕彦  
(コード番号：3622 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員コーポレート本部長 播本 孝  
(TEL. 03-6369-0550)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第23回定時株主総会に「定款変更に関する件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 当社の事業に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を変更するものです。また、当社の特徴であり、定礎ともいえる「ユーザーエクスペリエンスの向上支援」に関する事業を最上位に新設することに伴い、号数を繰り下げるものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう定款第13条第2項を新設するものであります。なお、上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第4条を設けるものであります。なお、附則第4条は期日経過後に削除するものといたします。
- (4) その他規定の明確化を図る等、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行通り)</p>
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営に関する総合コンサルティング事業</li> <li>2. 広告事業及び広告代理事業</li> <li>3. <u>マーケティング全般の調査、企画及びコンサルティング事業</u></li> <li>4. インターネットを利用した各種情報提供サービス事業</li> <li>5. <u>ウェブサイト及びデジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営並びに販売事業</u></li> <li>6. <u>コンピューターに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、輸出入、リース並びに保守サービス事業</u></li> <li>7. <u>ビデオソフト等のコンテンツの企画、製作、輸出入並びに販売事業</u></li> <li>8. 各種イベントの<u>企画</u>、運営事業</li> <li>9. 店舗設計及び総合室内装飾の<u>企画</u>、デザイン事業</li> <li>10. 各種出版物の<u>企画</u>、制作、翻訳、発行並びに販売事業</li> <li>11. 通信販売事業</li> <li>12. 顧客管理及び顧客支援事業</li> <li>13. 労働者派遣事業</li> <li>14. 有料職業紹介事業</li> <li>15. 人材開発、教育、研修の企画・<u>運営及びコンサルティング事業</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>16. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>ユーザーエクスペリエンス向上を支援する事業</u></li> <li>2. 経営に関する総合コンサルティング事業</li> <li>3. 広告事業</li> <li>4. マーケティング事業</li> <li>5. インターネットを利用した各種情報提供サービス事業</li> <li>6. ウェブサイト及びデジタルコンテンツの設計、開発、運営並びに販売事業</li> <li>7. <u>ハードウェア、ソフトウェア又はSaaSの開発、製造、販売、輸出入、リース並びに保守サービス事業</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 各種イベントの<u>実施</u>、運営事業</li> <li>9. 店舗設計及び総合室内装飾のデザイン事業</li> <li>10. 各種出版物の制作、翻訳、発行並びに販売事業</li> <li>11. 通信販売事業</li> <li>12. 顧客管理及び顧客支援事業</li> <li>13. 労働者派遣事業</li> <li>14. 有料職業紹介事業</li> <li>15. 人材開発、教育<u>並びに</u>研修の企画<u>及び</u>運営事業</li> <li>16. <u>当会社の子会社が実施する事業</u></li> <li>17. <u>前各号に関する各種サービスの提供並びに代理又はあっせん、企画及びコンサルティング事業</u></li> <li>18. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></li> </ol>
<p>第3条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第12条 (現行通り)</p>

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集) (条文省略) (新 設)</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供) 当社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または、表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主総会に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (議決権の代理行使) (条文省略)</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに<u>当会社に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第19条～第44条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>第3条 (削除) 前2条及び本条は、<u>平成38年6月30日を持って</u>削除するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集) (現行通り) <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第15条 (現行通り)</p> <p>第16条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条 (現行通り)</p> <p>第18条 (議決権の代理行使) (現行通り)</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条～第44条 (現行通り)</p> <p>附則 第1条～第2条 (現行通り)</p> <p>第3条 (削除) 前2条及び本条は、<u>2026年6月30日をもって</u>削除するものとする。</p> <p>第4条 (電子提供措置等に関する経過措置) <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力</u></p>
--	--

	<p><u>を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって削除するものとする。</u></p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年6月23日  
定款変更の効力発生日（予定） 2022年6月23日

以 上